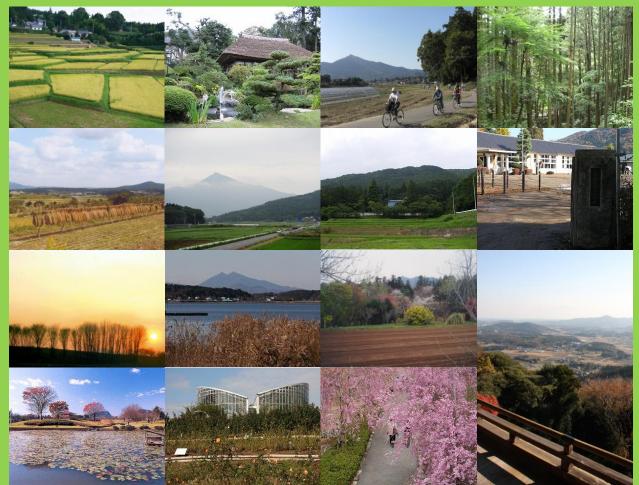




石岡市景観計画(概要版) 平成24年11月 石 岡 市



景観形成基本方針

石岡市は、筑波山、霞ヶ浦に望み、古代常陸国の国府のあった時代から受け継がれてきた歴史あるまちです。石岡市では、地域の特性に応じた良好な景観の形成によるまちづくりを図るため、平成21年3月、取り組み方針をまとめた「石岡市景観基本計画」を策定し、平成24年3月20日、「景観法」に基づく「景観行政団体」となりました。そして、市民・事業者・行政との協働で景観施策を進めるため、平成24年11月、市独自の「景観まちづくり」の方向を定めた「石岡市景観計画」を策定しました。

●景観資源をつなぐ骨格をいかした景観づくり

筑波山に代表される山並みの景観には、恋瀬川等の豊かな水系を中心として、山並みを見上げる良好な眺望点が多く点在しています。こうした地点をつなぐ、緑と水を中心とする自然景観の軸線を意識した景観づくりを行います。

●自然、歴史・文化それぞれの資源を活用した地域の景観づくり

中心市街地の近代建築物等に代表される歴史ある景観のほか、八郷地区の自然・農業景観、霞ヶ浦の水の豊かな景観において、それぞれの資源を生かしながら、地域ならではの景観づくりを図ります。

●協働による景観づくりへの取り組みの推進

良好な景観の形成に努めることは、市民、事業者、行政の義務・責任です。個性ある、親しみの持てる景観構築のため、市民自らが景観を意識し、事業者も協調して景観の向上に取り組むことが大切です。また行政は、情報提供や人材交流の促進、助成等の支援を行うことにより、協働による景観形成の仕組みづくりを推進します。



図 景観形成基本方針

1.石岡中心市街地

まちの顔となる商業・業務機能が集積する市街地で、 古代から積み重なる歴史を 随所に感じられる町並みが 特徴です。昭和レトロの観 光振興をはじめとする活性 化策とともに、賑わいの町 並み景観を目指します。



2.石岡東市街地

計画的に形成された住宅と商業地からなる市街地です。沿道大型商業施設が目立ちますが、公園や街路樹と周辺に残る山林等の豊かな緑が特徴です。これを生かして落ち着きのある市街地景観を目指します。



3.柏原

大区画の工業地や公園、広幅員の街路などから緑の山並みを背に広々とした景観が特徴です。広大な自然に配慮した市街地景観を目指します。



4.柿岡

地域の住民の暮らしを支える商店街や公共施設が旧街道沿いに集積して形成された市街地です。周辺の豊かな自然との調和、歴史との調和を感じさせる町並み景観を目指します。



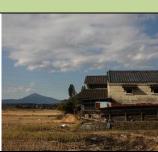
5.恋瀬川下流・霞ヶ浦

恋瀬川河口、霞ヶ浦に近く、 各所の水辺や橋上から水と 緑を望める田園地帯です。 筑波山を遠望する広い農地 や、かつて水運で栄えた町 並みを感じさせる雰囲気も あります。豊かな水と緑を 生かした田園景観を目指し ます。



6. 童神山周辺

竜神山周辺に形成された緑豊かな集落地域で、恋瀬川に面した開放感と山の奥行きを兼ね備えた雰囲気が特徴です。山懐の拠点的施設に観光客を迎え入れつつ、落ち着きのある田園景観を目指します。



7. 園部川下流

園部川に沿った緑豊かな集落地域で、国道6号や市街地の近くにありつつ、のどかさを感じる景観が特徴です。市街地のけんそうを脇に、里山の暮らし良さを感じる景観を目指します。



8.園部川上流

周囲を濃い緑に囲まれた集落地域で、緩やかな起伏のある地形を生かした農地や 集落の景観が特徴です。坂 や丘の眺望を大切に生かした田園景観を目指します。



9.恋瀬川上流

恋瀬側上流域の集落地域で、緑濃い山並みに囲まれつつ、傾斜地や川沿いの開放感も兼ね備えた景観が特徴です。棚田や山道、各所の眺望などを生かしながら、住みよい山里の田園景観を目指します。



10.恋瀬川中流

恋瀬川中流域に広がる集落 地域で、水田地帯からは富 士山、筑波山を眺望します。 看板一つない緑の開放感を 大切にした田園景観を目指 します。



11.筑波山麓

筑波山系西側の街道筋や山際に形成された集落地域で、茅葺き民家もある家並みが見られつつ、拠点的施設に人を迎え入れる雰囲気もある景観が特徴です。交流のあたたかみや季節の潤いを感じる田園景観を目指します。



12.小桜川上流

朝日峠北側の山並みに囲まれた集落地域で、茅葺き民家や里山があり、落ち着いた雰囲気が特徴の景観です。あふれるような自然を生かして豊かに暮らす山里の田園景観を目指します。



届出対象行為と景観形成基準

景観に与える影響が大きい建築、開発等の行為を「届出対象行為」とし、その内容が、市独自の「景観形成基準」に沿うように誘導します。特に良好な景観資源がある地区は、先導的な景観形成地区に定め、各地区の景観特性を踏まえた良好な景観づくりを行います。先行して「朝日地区」、「フルーツライン沿線等地区」を定め、順次、他の地区も追加していきます。

景観形成基準 (例)



- ・建築物の位置や規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮します。
- ・敷地内は、できる限り緑化するよう配慮します。
- ・駐車場、駐輪場は、道路等の公共的な空間から見えにくい構造や位置となるよう配慮 します。または、植栽等により修景します。
- ・外壁、屋根は、「建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とします。
- ・ごみ集積所、自動販売機等の設置は、建築物全体や周辺景観との調和に配慮します。
- ・広告物、サイン等は、建物本体の形態意匠や、周辺景観と調和するよう工夫します。
 - ・建築物の高さは、10m以下とします。(朝日地区、フルーツライン沿線等地区)
- ・屋根は、瓦、茅葺き、または瓦に似た意匠とします。(朝日地区)



このほか「石岡市景観計画」に定めた方針により、地域の良好な景観を形成するうえで重要な建造物は、**景観重要建造物**に指定できます。同様に、地域の良好な景観を形成するうえで重要な樹木は、**景観重要樹木**に指定できます。また、**屋外広告物**は、屋外広告物法に基づく条例により適正な規制誘導をうけます。

お問い合わせ先

| 届出の方法や手続き | 石岡市建築住宅指導課 | 0299-23-1111 | (内線422) |
|-----------|------------|--------------|---------|
| 景観計画や規制内容 | 石岡市都市計画課 | 0299-23-1111 | (内線293) |